

4 認知症の方や家族を支える制度、 利用出来るサービスについて

住 ま い

自宅での生活が難しくなった方が、住み替えて必要な介護を受けることで、生活環境や体調が整い穏やかに過ごすことができます。

| | |
|--|---|
| 住宅型有料 老人ホーム | 食事の提供や入浴、介護が必要となった場合、訪問介護などのサービスを受けることができます。入居しながら、外部のサービスを利用することができます。 |
| 特定施設入所者 生活介護 | 有料老人ホームが指定を受けることで、入居している方が食事や入浴、排せつなどの介助、その他に生活で必要とする介助を受けることができます。 |
| 認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) | 認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数の家庭的な雰囲気の中で、生活が送れます。 |
| 軽費老人ホーム | 食事の提供や入浴、生活相談、緊急時の対応を行っています。しかし、この施設は日常生活に介護が必要になると別の施設に移る必要があります。（自立～要支援程度の方が対象） |
| グループハウス | 食事の提供や入浴、生活相談などの対応をしています。身体機能が低下し、日常生活に不安のある方でも安心して入居できます。 |

社会参加・仲間づくり・介護予防

外出する機会を作って社会参加することは、介護予防や認知症予防に有効です。

| | |
|--|---|
| 介護予防教室 | 市民が自ら介護予防に取り組むことが出来るように、地域包括支援センターの職員が地域に出向き、健康や認知症予防、成年後見制度などについて講話をします。簡単な運動の指導もしています。 |
| 介護予防講演会 認知症講演会 | 市民を対象に介護予防を普及啓発するため、運動や口腔など、テーマを変えて講演会を開催しています。また、認知症講演会として、認知症の基本的な知識や予防などについて講演会を開催しています。 |
| 老人クラブ、 町内の集まり、 サークル活動など | 市民が老人クラブや町内の集まり、サークルを通して、運動や食事、趣味活動などを行っています。 |

安否確認・見守り

住み慣れた地域で安心して暮らせるように、安否確認や見守りの体制を作っています。

| | |
|----------------------------|---|
| 警察署 | 詳しくは、9ページのコラム①参照 |
| 民生委員児童委員 | 地域で安心して暮らしていけるように、見守りや声掛けの活動を行っています。さらに、心配事の相談を受けたときには、解決に向けて専門の関係機関と協力しています。 |
| 地域見守り ネットワーク事業 | 住み慣れた地域で安心して暮らす事ができるように、協力団体、協力事業者でネットワークを作っています。協力団体、協力事業者のさりげない見守り、声掛けにより、異変に気付いた時には、地域包括支援センターに通報し、地域包括支援センターが必要な支援につなぎます。 |
| 徘徊高齢者SOS ネットワーク | 認知症による見当識障害のため、行き先や帰る自宅の道が分からなくなってしまう可能性のある高齢の方を事前に登録し、警察署・交通機関・町内会などの機関と連携を図り、必要な時に早期に搜索・発見できるようなネットワークを作っています。 |

配食サービス

安否確認をするため、週1回
自宅にお弁当を届けます。

【高齢者支援課高齢福祉係】
(01654)3-2111
名寄庁舎2階11番窓口

コラム①：警察署 ～警察署からのメッセージ～

認知症の人は、道に迷っても自分から周囲に助けを求めない場合があります。家族で探してから通報したり、帰宅を待ってから通報することは時間が経過してしまい不明者の命に関わります。家族が行方不明になった場合には、通報直後に発見されても問題ありませんので、速やかな通報をお願いします。また、市民の皆様も、季節と合わない服装をしていたり、道路脇に座り込んでいるなど、気になる点のある高齢者を見かけた際には声掛けや通報をして頂くようご協力をお願いします。

【北海道旭川方面名寄警察署 刑事・生活安全課 生活安全係】
名寄市西2条北1丁目1番地1 (01654)2-0110



医療

体調などについて相談を受け、容態によって診察や治療、治療へのサポートを行います。必要に応じて、訪問を行っている機関もあります。

かかりつけ医・ 訪問診療

かかりつけ医は、認知症の疑いがある場合、必要に応じて専門機関へ紹介を行います。また、医師が定期的に自宅（施設含む）を訪問し、診察を行っている病院・医院もあります。

精神科 医療機関

認知症かどうかを調べたり、地域における医療機関などの紹介、行動・心理症状への対応などについて相談や診察、治療などを行います。

訪問看護

医師の指示をもとに看護師が自宅を訪問して、体調の確認や治療のサポートを行います。

歯科医院・ 訪問歯科

歯科診察、治療や専門的口腔ケアを行います。必要に応じて、自宅（施設を含む）を訪問し、治療を行っている歯科医院もあります。

**薬局・
在宅患者訪問薬剤管理指導**

薬剤師が医師の処方をもとに、薬を調剤し、薬に関する説明や相談を行います。必要に応じ、自宅を訪問し薬の管理を行う薬局もあります。

介護保険サービス

生活の中での悩みや困りごとを、解決に向けてお手伝いします。担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)がいる方は担当者に直接相談下さい。担当者がいない方は地域包括支援センターに相談下さい(5ページ参照)。

**居宅介護支援
事業所**

認知症の方の状態に変化があった時や介護をする上での困りごとなどについて、要介護認定を受けている場合は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)が、相談を受け付けています。認知症の方とその家族の意向を確認しながら、必要な介護サービスの利用調整も行います。

<訪問系サービス>

**訪問介護・
訪問型サービス
(ホームヘルパー)**

調理、洗濯、掃除などの生活支援や、入浴、排せつ、食事の介助などの身体介護を、ヘルパーが自宅を訪問しお手伝いします。

**訪問リハビリ
テーション**

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるためにリハビリテーションを行います。

訪問看護

医師の指示に基づき、看護師などが利用者の自宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。

**定期巡回・随時
対応型訪問介護看護**

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

**居宅療養
管理指導**

通院が困難な利用者の自宅を医師、歯科医師、看護師、薬剤師などが訪問し療養上の管理や指導、助言などを行います。

<通所系サービス>

| | |
|---------------------------------------|--|
| 通所介護・ 通所型サービス (デイサービス) | 食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供します。 |
| 地域密着型 通所介護 | 日中、小規模の老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。 |
| 認知症対応型 通所介護 | 認知症の方に、入浴、排せつ、食事などの介護や生活などに関する相談、健康状態の確認、機能訓練などを行います。 |
| 通所リハビリ テーション (デイケア) | 日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持・回復を図ります。 |

<その他のサービス>

| | |
|---|---|
| 住宅改修 | 住み慣れた自宅で安全に生活が続けられるように、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行います。 |
| 福祉用具貸与・ 特定福祉用具購入 | 歩行器や4点杖などの福祉用具をレンタルしたり、排泄や入浴などに使う福祉用具を購入し、日常生活の自立を助けます。 |
| 短期入所生活 介護・療養介護 (ショートステイ) | 特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。一定期間、介護から離れることで介護者の家族にとっても、自分の時間を持つことができ、介護負担の軽減を図ることができます。 |
| 小規模多機能型 居宅介護 | 通いによるサービスを中心に、利用者の希望や必要性に応じて、訪問介護や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。 |
| 看護小規模多機能型 居宅介護 | 「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービスです。 |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 介護老人保健施設 | リハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができます。 (要介護1以上の方が対象です) |
| 介護老人福祉施設 (特別養護 老人ホーム) | 認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。(原則要介護3以上の方が対象です) |

家 族 支 援

名寄市には、認知症の方を介護している家族が集い、交流を通して介護についての悩みや不安に感じていることなどを語りあえるような場があります。

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| 認知症サポーター | 詳しくは、コラム②参照 | |
| 認知症カフェ 「にこにこカフェ」 | 詳しくは、13ページのコラム③参照 | |
| 在宅介護者の 集い | 介護者の交流や心のリフレッシュが出来る場です。期間によって様々なイベントも開催されます。 | 【名寄市社会福祉協議会】 名寄市西1条南12丁目 (01654)3-9862 |

コラム②：認知症サポーター

名寄市には、現在1,500名を超える認知症サポーターがいます。認知症を正しく理解した、認知症の方やその家族の「応援者」です。各地区や市民向け(年1回)などで認知症サポーター養成講座を開催していますので、サポーターになりたい方は、是非受講して下さい。

* 問い合わせ：地域包括支援センター (5ページ参照)



コラム③：認知症カフェ「にここカフェ」

認知症の方やその家族同士でお茶を飲みながら、交流が出来る場です。認知症介護の専門職や「認知症サポーターの会」会員もスタッフとしてお待ちしております。

- *対象者：認知症の方の家族及び認知症の方
- *開催日時：月1回 第3土曜日
- *参加費：1人200円（茶菓代）
- *問い合わせ：地域包括支援センター（5ページ参照）
※事前に申し込み下さい。



権利擁護

認知症になっても、権利や財産が守られ、安心して生活することができます。

| | | |
|-------------------|--|---|
| 消費生活センター | 消費生活に関する身近な相談から契約トラブル・悪質商法などの相談を受け付け、関係機関と協力しながら、解決のお手伝いをします。認知症が疑われる場合には、地域包括支援センターに情報提供を行います。 | 【名寄市消費生活センター】 名寄市東1条南7丁目 駅前交流プラザよろーな2階 (01654)2-3575 |
| 日常生活自立支援事業 | 成年後見制度を利用するほどではないものの、軽度の認知症などにより、福祉サービスの利用契約や金銭管理に不安がある方が安心して生活できるように、福祉サービスの利用や、日常的な生活費、大切な書類の管理などをお手伝いします。 (成年後見制度については14ページのコラム④参照)。 | 【名寄市社会福祉協議会】 名寄市西1条南12丁目 名寄市総合福祉センター内 (01654)3-9862 |
| 成年後見センター | 重度の認知症などにより、福祉サービスの利用契約や金銭管理が困難な方が安心して生活できるように、成年後見人選任申立、任意後見契約の締結な | |

| | | |
|--------------|---|--|
| | どに関する相談を受け付け、またこれらの手続きのお手伝いをします。 | |
| 法律事務所 | 詳しくは、15 ページのコラム⑤参照 | |
| 法テラス | 法的なトラブルの解決に役立つ法律や相談窓口の紹介を行います。また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています。 | 【法テラス旭川】 旭川市3条通9 -1704-1 TKフロンティアビル6階 0503383-5566 |
| 公証役場 | 詳しくは、15 ページのコラム⑥参照 | |

コラム④：成年後見制度

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に代わり、本人のために財産の管理や日常生活上の契約（介護サービスの契約など）を行ってもらう制度です。法定後見制度は、本人の状況により、成年後見・保佐・補助の3種類があり、いずれも家庭裁判所の監督の下、財産を管理しますので、本人も安心して生活することができ、かつ本人の財産を安全に保管してくれます。

任意後見制度は判断能力があるうちに将来に備えて財産の管理などを誰にお願いするかを決めておく制度で、公証役場で任意後見契約という契約書を作成して行います。認知症等となった際、誰に財産管理などをしてもらうかにつき、本人の意向を反映できるという点にメリットがあります。

成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援係、法律事務所（弁護士）で相談が可能です。

法定後見制度

- 判断能力が不十分な人のための制度

任意後見制度

- 判断能力がある人が将来に備えて利用する制度

コラム⑤：法律事務所 ～弁護士からのメッセージ～

弁護士は、裁判・交渉・各種契約など法律事務全般について専門的知識に基づき、特定の人々の代理人として依頼者のために活動する人を言います。認知症等の方との関係で言えば、悪質商法対策、高齢者虐待対策に精通し、また成年後見人選任申立、任意後見契約の締結などの知識にも精通していますので、これらの手続きにつきアドバイスし、時には代理人として活動することにより本人の支援を行います。

なお収入や資産が一定額以下の方については、法テラスの法律扶助という手続を利用することにより、法律相談費用、弁護士費用などについて援助を受けることができます。

【名寄ひまわり基金法律事務所】

名寄市西4条南9丁目大野ビル1階 (01654)3-7115

【道北法律事務所名寄事務所】

名寄市西6条南10丁目スキルビル1階 (01654)8-7080

コラム⑥：公証役場 ～公証人からのメッセージ～

遺言や任意後見契約などの公正証書の作成、私文書や会社等の定款の認証、確定日付の付与など、法務省所管の公証業務を行う公的機関です。中立・公正な公証人が作成する有効確実な書面を残すことにより、争いを未然に防ぐことができます。

特に、「争続」とも揶揄(やゆ)される相続については、遺言書の作成はとても大事で、近時遺言公正証書を作成される方が増加しています。遺言の内容は、遺言者のお話を聞き公証人がお手伝いします。

任意後見契約を締結するには、任意後見契約に関する法律により、公正証書でなければなりません。その理由は、本人の意思をしっかりと確認し、契約内容が法律に従ったものにするために、知識と経験を持つ公証人の適切なアドバイスが必要となるからです。

ご相談はすべて無料で、秘密は厳守されます。

【名寄公証役場】

名寄市西1条南9丁目35番地 (01654)3-3131